【物件登録の手続き】



1.空き家情報の掲載を希望 する方は、市役所に申し 込みます。



2.市は移住情報サイト 「リビング・フラノ」にて 情報を公開します。

・申込書の様式は市役所シティプロモーション推進課 (複合庁舎3階)でお渡ししているほか、富良野市 ホームページからのダウンロードも可能です。

⇒https://www.city.furano.hokkaido.jp

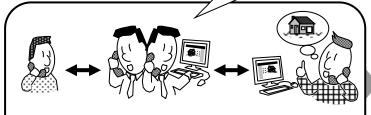
- お申し込みの際は、申込書のほか、物件の写真 (内外観)、位置図、間取り図をご用意下さい。
- ※一戸建てや土地の売買物件の場合は、登記簿の写しと土地の形状がわかる図面も必要です。
- この制度は登録外の取引を妨げるものでは ありません。
- 掲載する情報は市内の住宅物件に限らせていただきます。
- お申し込みいただいた情報は随時掲載致しますが、内容確認及び掲載作業のため、実際の掲載までに1週間程度の期間を要する場合があります。
- ・お申し込み内容に虚偽があったり、悪質なトラブルにつながったなどの事実が認められた場合には、その後の情報掲載をお断りすることがあります。

【問合せ先】

富良野市総務部シティプロモーション推進課

TEL: 0167-39-2277

e-mail: iiu.soudan@city.furano.hokkaido.ip



市がお手伝いするのは、ここまでになります

3.情報希望者、又は市の担当窓口から連絡がいきます。

- •「リビング・フラノ」に問い合わせ先として、名前・ 電話番号を掲載することに同意いただいた方には、 情報希望者から直接連絡がいきます。
- 問い合わせ先がシティプロモーション推進課の場合は、情報希望者と所有者が連絡を取り合えるように、 担当窓口が調整します。







交渉・契約の際は専門知識と資格を持っている 「宅地建物取引業協会」の会員業者に仲介を依頼されることをお勧めします。

- ・交渉や契約に市は一切関与できません。 (交渉や契約上のトラブルは、当事者間で解 決していただくことになります。)
- ※契約などの経験がない方は、宅地建物取引 業協会の会員業者に相談されることをお勧 めします。会員業者名簿は市の担当窓口で お渡ししているほか、ホームページでもご 覧いただけます。
- ※契約が成立しましたら、サイト上から削除 しますので、ご連絡ください。

